

甲南大学法科大学院入学試験問題について

－ 2016 年度一般入学試験（前期募集） －

試験科目：憲法(地方)（担当：法科大学院 教授 丸山敦裕）

1. 出題趣旨

【第1問】は、オウム真理教の後継宗教団体であるアレフに対する団体規制法上の観察処分期間の更新が問題となった東京高判平 25・1・16(判時 2184号 14頁判タ 1395号 86頁)を素材とするが、この判決の知識を問うものではない。事実関係を理解し、基本書・判例集にある関連基礎知識や基本原理に基づいた検討をすることが、本問では期待されている。

〔設問1〕では、観察処分を受けた団体に報告義務や立入検査受忍義務が課されることで、団体の活動がどのように妨げられるのかを、まずしっかりと論じることが求められる。その上で、規制手段の必要性等について十分な検討がなされたい。〔設問2〕では、反論のポイントを明確にし、それについて十分な理由づけを行った上で、法令を合憲と結論づけることが求められる。論じ方には様々あるが、論理的に筋の通った説得的な記述であれば、肯定的に評価される。

2. 採点実感

【第1問】〔設問1〕では、立法事実に着目し、過去に無差別大量殺人を行った団体に対し、なお規制を要求すべき必要性は認められないとしたものや、報告義務・立入検査義務といった手段までは必要でないことを代替手段とともに論証したものなど、よく検討された答案が少なくなかった。また、立入検査に関し憲法 35 条論を展開する答案や、団体構成員のプライバシー侵害を指摘する答案など、視野の広さを示すものもいくつかあった。〔設問2〕では、論拠不十分な答案が散見された。ただ、本件規制が団体の活動内容自体に干渉するものではないことを指摘し、これを合憲論の根拠とした答案がみられるなど、踏み込んだ検討を行ったものも存在した。

【第2問】は、八幡製鉄事件や袴田事件で示された政党の憲法上の位置づけや政党の役割論に全く言及できていない答案が多数に上った。十分な復習が求められる。

3. 学習方法

司法試験を目指す者にとって、判例学習は不可欠である。また、基礎知識は法律家の共通言語のようなものなので、記憶することまでが求められる。体系的理解を獲得するためには、基本書を読み解くことも必要となるだろう。